

控訴審第5回裁判のご報告

令和元年10月11日
原発被害救済千葉県弁護士事務局

1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

(1) 当弁護士が提出した主張書面や証拠

★第14準備書面

○概要

- ① 松山地裁平成31年3月26日判決を踏まえても、長期評価が津波地震の発生領域として、三陸沖北部から房総沖に至るまで日本海溝沿いに領域設定をしたこと(そしてその領域内でどこでも明治三陸地震と同等の規模の津波地震が起きうるとした結論)は、合理的な根拠がある。

結論と異なる見解も含めて多数回にわたり丁寧に議論・検討をした上で、最終的な見解をとりまとめたものであり、国が主張する長期評価の合理性を否定する論拠がごとごとく理由がない。「津波評価技術」は仮説にとどまる考えを根拠として波源を設定しているに過ぎないし、中央防災会議で長期評価の見解を前提とした福島県沖を含む津波地震や延宝房総沖地震が防災対策の検討から除外された理由は、財政面の制約の観点に過ぎない。

- ② 2002年7月に「長期評価の見解」が示されたことにより、当該見解に基づく敷地に対する津波浸水の推計を行うことで、敷地を大きく越える浸水が想定される結果、国の規制権限を定める「想定される自然現象(…津波…)」により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」に明らかに該当する。

そして、当該施設に対し「防護措置」等の「適切な措置を講じなければならない」状態となっていたのであるから、同省令62号4条1号に基づき、国は、東電に対し当該規制権限を行使しなければならなかったものである。

★第15準備書面(構造物・系統・機器の損傷確率(フラジリティ)は浸水高に対してクリフエッジ効果を示す)～一審被告国の令和元年6月11日第8準備書面中、「第3一審原告ら第2及び第6準備書面で述べられた確率論的安全評価に関する主張に対する反論」に対する反論～

○概要

- ① 津波PSAは、①確率論的津波ハザード分析、②SSC(構造物・系統・機器)の機能損傷確率(脆弱性)、③事故シーケンス評価、の3つの項目を組み込んで積分を求めて作るものである。②と③の特性を考えず、①のみを考えてそれを「確率論で評価する」ということは、対策をとらなくてよいということである。②を無視しては確率論的安全評価にもならない。

津波確率論的安全評価を正解していないのは、一審原告ではなく、国である。

- ② 津波評価技術によって計算された数値は、「基準津波」として評価されるべきものではなかった。

それなのに、それを「想定津波」とし、それ以外を「想定外の津波」としてしまったところに、決定的な誤りがある。

- ③ SSC(構造物・系統・機器), とりわけ非常用電源設備と非常用炉心冷却系が, 敷地高さを超える津波の襲来により水に浸かれば直ちに機能喪失するという「クリフエッジ効果」があることは分かっていた。そのため, 「計算された津波水位の不確実性」を考慮して, 現実に被災して対策を立てたフランスやインドの実例に習って, 防潮堤を設置して水が敷地に入らないようにしたり, 建屋や設備の被水・防水・耐水策を講じたり, 予備の非常用電源を高台に設置したりする対策を講ずるべきであった。

★第16準備書面(一審被告国の第5準備書面(予見可能性に関する統一準備書面)第2(判断枠組みと調査義務)に対する反論—設置許可自体の違法性が問われた取消訴訟である伊方最判の判断は, 運転段階において想定津波に対する規制の怠りを理由に国賠法による事後救済を求める本件には妥当しないこと—)

○概要

- ① 伊方最判は, 原子炉施設の設置許可処分に対して, 将来の法益侵害のおそれに基づいて同処分の取消が認められた行政訴訟である。
これに対し, 本件は, 実際に事故によって損害が発生したことを前提として, 事後救済を求める国賠訴訟である。伊方最判と本件では, 違法性が問われる場面が全く異なる。
- ② 伊方最判の事案では, 原子炉施設の「存在を許すか否か」が問われていた。
これに対し, 本件は, 原子炉施設の存在を前提に, その「運転中における技術基準への適合性への確保」が問われている。求められる防護措置(建屋と運水密化)の負担も, 本件では大きなものではない。
- ③ 保安院による「長期評価」の津波地震の想定についての判断は, 専門家による調査審議及び判断に基づいてなされていない。専門家による調査審議及び判断を経なければ, 「長期評価の見解」を裏付ける科学的根拠が存在するかどうかの判断自体, つかないはずである。
- ④ 「長期評価」は地震学の専門的知見についての判断である。保安院自体は, 組織的にも地震学について専門的な知見を有するものではない。
地震学者等の専門家による調査審議及び判断に基づくものでない限り, 保安院に専門技術的裁量は認められない。

★第17準備書面(一審被告国の第5準備書面(予見可能性に関する統一準備書面)が誤った事実立脚していること—主に今村文彦証人尋問結果に基づいた反論—)

○概要

- ① 「津波評価技術」を策定した第1期津波評価部会では, 個別の地震について検討されておらず, 福島県沖日本海溝寄りにおいて将来地震が発生するかどうかについて, 議論すらしていない。このことは, 今村文彦証人の尋問によって明確となった。
- ② 国は, 「長期評価」公表後である2003年「垣見マップ」の論文が「長期評価の見解」を参考文献にすら掲げていないことを理由に, 「長期評価の見解」の学術的意義を否定している。
しかし, 「垣見マップ」が雑誌に投稿された時点では, 「長期評価」は公表どころか完成すらしていなかった。日本海溝沿いの「垣見マップ」の領域分けは, 199

4年時点での知見に基づいている。

- ③ 今村証人は、2002年「長期評価」の信頼性に疑義を呈している。しかし、今村証人は、地震学の専門家ではなく、海溝型分科会の議事録も読んでおらず、「議論に参加していないのでコメントできない」と述べていた。

2008年の土木学会のアンケートにおいても、日本海溝寄りのどこでも津波地震が発生するとの選択肢が全体での重み付けで54%となっていること等、2002年「長期評価」の判断は、専門家によって広く賛同されていた。

★第18準備書面(「長期評価」の津波地震想定は客観的かつ合理的根拠を有するものであり原子炉施設の安全規制において考慮されるべきであったこと)

○概要

- ① 原子炉の安全規制に際しては、万が一にも深刻な災害が起こらないようにするための最新の科学・技術水準への即応が求められる。確立した知見に限らず、客観的かつ合理的根拠のある地震学上の知見については、これを全て安全規制に取り入れる必要がある。

その判断に際しては、地震学により理学的な判断が尊重されるべきものであるため、保安院に広範な裁量が認められるべきものではない。保安院は、地震学の専門的知見を有するものとはいえ、地震学者の参加する審議会等における検証の機会が確保されない状態だからである。

- ② 国は、津波地震の発生メカニズムの解明・波源モデルの詳細な解明がない限り、将来における地震の想定はできない、としている。これは、実質的には「既往最大」の考え方に退行するに等しい。原子炉施設において高度な安全性が確保されるべきとしている法の趣旨に沿わないものである。

「長期評価」の津波地震についての判断が客観的かつ合理的根拠を有するものか否かを検討するに際しては、「長期評価」の津波地震についての判断が「地震の発生領域」・「地震の規模」・「震源域」によって構成されていることを踏まえ、これらの個別の判断ごとに客観的かつ合理的根拠が認められるか否かを分析的に検討する必要がある。「長期評価」は、いずれも地震学上の十分な合理的根拠を有している。

★第19準備書面(「長期評価」の津波地震想定のうち特に領域設定について客観的かつ具体的で合理的な根拠があり、これに対する一審被告国第5準備書面(予見可能性の統一準備書面)における上記各証拠を否定する主張が理由のないものであること)

○概要

- ① 「長期評価」の津波地震の想定は、日本海溝が南北を通じてプレート境界の構造が同じであることに基づいて、「日本海溝寄りのどこでも津波地震が起こり得る」と判断したものである。この判断には、地震学上の客観的かつ合理的根拠が認められる。

- ② 津波地震の発生メカニズムについて、「三陸沖の海溝寄りの領域のような、特殊な海底構造」と関連づける説明は、仮説に留まり、地震の長期的な評価の基礎に据えるだけの信頼性が認められない。したがって、この説明を領域区分の基礎に取り入れなかった「長期評価」の判断は、合理性が認められる。

「長期評価」公表後、1677年延宝房総沖地震について、知見が進展した。こ

の進展により、(付加体が存在しない)福島沖を含む日本海溝南部においても津波地震が発生し得るとの「長期評価」の津波地震の想定が、改めて確認された。

★第20準備書面(一審被告国の第5準備書面(予見可能性に関する統一準備書面)の第5, 第7準備書面の第2, 第3に対する反論—保安院が「長期評価」公表直後に客観的かつ合理的根拠についての確認を怠りかつ本件事故に至るまでその検証を怠ったことが著しく合理性を欠くこと—)

○概要

- ① 国は、「長期評価」公表直後、東電に「長期評価」の津波地震の想定根拠の確認を求め、調査義務を尽くしたと主張する。
しかし、2002年8月保安院対応(保安院が、「長期評価」の公表直後に自らは専門的な調査・検討を行うことなく、東電に「長期評価」の根拠を調べさせ、かつその誤った報告に基づいて、「長期評価」を決定論としては考慮しないとの東電の方針を承認した対応)は、原子炉施設の津波に対する安全確保のための規制権限行使に際して求められる調査義務を尽くしたとはいえない。
- ② 2002年8月以降本件事故に至るまでの8年半以上の長期にわたり、保安院としては、原子炉施設の安全規制に関して「長期評価」の津波地震の想定を全く視野から外して、検討の対象として認識することもなかった。保安院の対応は、高度な安全性が求められる原子炉施設についての規制権限行使のあり方として、著しく合理性を欠く。

★第21準備書面(避難の合理性判断について)

○概要

- ① 避難の合理性、すなわち一審原告らの権利侵害の有無を検討するためには、リスク認知の観点から、主観的要素の検討が不可欠である。一審原告らの権利侵害は、継続している。
- ② 一審原告らが実際に触れた情報、例えば、子どもの尿から放射性物質であるセシウムが検出されたり、生活空間に放射性物質が大量に置かれていたり、といった事情である。これによって感じた健康被害に対する具体的な不安が、一審原告らにはある。
リスク認知の知見に照らせば、この不安は健康に関する漠然とした不安感・危険感にとどまらず、避難をし続けなければいけないほどに具体的な恐怖・不安であり、平穩生活権が侵害され、避難を継続せざるを得ない状況である。

★第22準備書面(一審原告らの包括的利益としての平穩生活権の侵害及び避難継続の合理性を基礎付けるトゥンジャク国連特別報告者による日本政府への勧告について)

○概要

- ① 2018年10月25日、国際連合人権理事会において有害物質の管理・処分を担当する特別報告者バスクト・トゥンジャク氏は、日本政府に対し、本件原発事故により避難した子どもや妊娠可能な年齢の女性について、事故前の被ばく線量を上回る地域への帰還を見合わせるよう求める勧告を公表した。
トゥンジャク報告において、年間の1mSvを上回る地域への帰還を見合わせる

よう、勧告されている。

- ② 避難指示解除の基準は、「年間積算線量20mSv以下」である。この基準は、I CRP2007年勧告やトウジンジャク報告等国際的なルールに反している。
一審原告らの避難行動は、国際的なルール等に合致したものであり、単に漠然とした不安感に基づくものでなく、極めて合理的な行動である。

★第23準備書面(佐藤暁意見書(甲ハ99)が示す、結果回避可能性)

○概要

- ① 佐藤暁氏は、原子力発電施設の技術部門に関する専門家である。その佐藤氏が作成した佐藤意見書に基づき、一審原告らは以下のとおり主張する。
- ② 佐藤意見書では、原子力安全の確保というぎりぎりの視点からは、原子力発電所を敷地ごと守る必要はない、としている。
最小限度、佐藤意見書が指摘したように、非常用D/Gの確保と、そのディーゼル・エンジンを冷却するために必要な冷却水を高所で確保しておけば、機能障害は防止できた。
佐藤意見書では、「安全停止系保護のための水密化」は工期が半年、「安全停止系が設置された建屋の水密化」の工期は1年、「可搬式設備」の工期は半年としている。
安全停止系(高温停止、冷温停止に必要な系統)を含む安全系の機器類を設置した各部屋を水密化し、かつ、それぞれのA系・B系の2系統を独立させる構造に改修しておいたならば、そして、各タービン建屋の給排気口を高い位置に移設し、外扉についてはこれを水密化した構造に改修していたならば、加えて、「費用も時間もそれほど要するものではない」のに、極めて硬貨の高い「可搬式設備による補完措置」を備えておけば、本件事故は起きなかった。
- ③ 佐藤意見書が提言している事故対応策、その考え方の基本と具体的な対応策は、アメリカをはじめとする原発先進地で、現実に採られてきた対策に基づいている。国が主張する後知恵論は、当たらない。

★第24準備書面(令和元年6月24日に実施された現地進行協議の結果を踏まえた主張書面)

○概要

- ① 本年6月24日、裁判官・一審原告ら代理人・一審被告ら代理人・関係一審原告本人が参加し、現地進行協議が実施された。
現地進行協議が実施された場所は、飯舘村・飯樋地区仮置場、南相馬市小高駅前、浪江町立大堀小学校、一審原告一部の避難前住宅である。
- ② 飯舘村仮置場には、フレコンバックが保管されており、小高駅前商店街のほとんどの店舗が、閉店に追い込まれ建物の多くも解体されている。大堀小学校は、休校から再開の見込みはなく、校庭は手入れがなされず放置されたことから雑草で覆われ、野生のイノシシなどによって荒らされていた状態が続いていた。一審原告一部の避難前住宅は、ハクビシンなどが住み着き足の踏み場もない状態であったり、近隣の住民が帰還していない。

★提出した主な証拠

松山地裁平成31年3月26日判決、島崎邦彦氏の文献、国連特別報告者バスク

ト・タウンジャク氏による報告内容、前田憲二氏(「長期評価」の取りまとめ事務局責任者)の尋問調書、川原修司氏(原子力安全・保安院の耐震班長)の供述調書、佐藤暁氏の意見書・証人尋問調書、一審原告の陳述書

★その他提出した書面

人証申出に関する意見書(専門家証人について)

(2) 一審被告東京電力が提出した主張書面や証拠

★一審被告東京電力共通準備書面(5)(損害論総論の補充)

○概要

- ① 中間指針等及びそれを踏まえて東電が実施している避難指示区域内の住民に対する慰謝料の賠償額は、その精神的苦痛を十分に慰謝するに足る水準となっている。

上記慰謝料額は、全避難者に対する最低限の基準などではなく、避難による生活基盤やコミュニティ喪失も当然に考慮し、個々の被害状況を類型的・包括的に考慮したものになっている。また、上記慰謝料額の水準は、過去の権利侵害事例の裁判例や公共収容時の精神的損失の補償実例等に照らしても十分な金額となっている。そして、福島地裁平成29年10月10日判決や東京地裁平成31年3月27日判決等本件事故に関する同種事案の裁判例でも、上記慰謝料額の合理性が認められている。

- ② 帰還困難区域等を含む避難指示区域内では、帰還に向けた施策が積極的に進められている。

- ③ 本件事故に関する中間指針等は、多数の同種被害者の精神的苦痛を類型的かつ包括的に考慮し、法令に根拠を有する賠償指針として策定されたものである。圧倒的多数の被害者が、中間指針等に基づく水準を受け入れており、同種事案の裁判例でも基本的に追認されている。

原判決が、当該実情から乖離して経験則や条理に反するような慰謝料額の認定を行っている場合、法令解釈の適用を誤ったものとして違法となり得る。

★提出した主な証拠

賠償金ご請求書解説(東電作成)、富岡町・浪江町・双葉町・川俣町各住民意向調査(復興庁等作成)、権利侵害事例における慰謝料額等認定に関する裁判例、広報とみおか・広報みなみそうま、福島県が作成したインターネット記事

(3) 一審被告国が提出した主張書面や証拠

★第9準備書面

○概要

- ① 本件事故当時、敷地高さを超える津波が想定される場合に講じるべきであった対策は、防潮堤・防波堤等の設置によって、ドライサイトを維持することであった。この考え方は、専門家による審議等によっても、合理的なものであると評価されていた。

- ② 建屋等の全部の水密化は、津波に対して原子炉施設の安全性を確保できる

だけの合理性・信頼性がある対策ではない。

津波が敷地に侵入することを容認した防護対策には、大きな不確定性が伴い信頼性に欠ける上、敷地に津波が侵入した場合には事故対応等に支障が生じることにも想定される。また、本件事故前の科学技術水準として、建屋等の全部の水密化は技術的に未確立であったし、津波対策として建屋等の全部の水密化を講ずるべきとの見解を有する専門家もいなかった。そのような対策を講じるよう命じる規制権限の行使が義務づけられることはない。

- ③ 多重防護・深層防護の観念、IAEAの安全基準及び諸外国の規制並びに建屋の水密化の実例に照らしても、建屋等の全部の水密化が導かれることにはならない。我が国や諸外国における建屋等の水密化の実例は、いずれも局所的・部分的な水密化を実施した事例や自主的対応の事例等に過ぎなかった。
- ④ 建屋等の全部の水密化は、防潮堤・防波堤等の設置と比較しても、短期間で実施可能な対策ではない。防潮堤・防波堤等の設置に加えて、建屋等の全部の水密化を命じなくとも、著しく不合理と評価されない。

★第10準備書面

○概要

- ① 国は、東電に対し、防潮堤・防波堤等の設置によってドライサイトであることを維持する対策を講じさせたとしても、「長期評価の見解」を前提にした平成20年試算に基づく津波対策では、試算津波と本件津波の規模が全く異なるから、本件津波を防ぐことができず、本件事故を回避できなかった、と主張している。
- ② これに対して、一審原告らは、浸水の継続時間や水量は建屋内への浸水に影響しないなどとした上で、試算津波と本件津波とは、浸水深・波圧・流況の点で、いずれも有意な差はない、と主張する。

しかし、解析データを丁寧に分析すれば、10m盤における1ないし3号機タービン建屋東側(海側)周辺の本件津波と試算津波の流況は明らかに異なっており、1ないし3号機タービン建屋東側(海側)外壁部に作用する波力には大きな差があるといえる。上記一審原告らの主張は、前提を誤ったものや事実と反するものである。

★提出した主な証拠

平成29年10月10日福島地裁判決、原子力安全の基本的な考え方について(一般社団法人日本原子力学会標準委員会作成)、安全情報検討会議事録(保安院・JNES作成)、流量知識.comウェブページ(体積流量と質量流量)(株式会社キーエンス作成)

2 一審原告代理人による損害と国の責任の意見陳述

3 今後の裁判の日程

| | |
|-----------|-------------------|
| 第6回口頭弁論期日 | 2019年11月29日(金)14時 |
| 第7回口頭弁論期日 | 2020年 月 日() 時 |

以上